

800MHz帯アナログMCA中継局利用約款（東北地域）

この利用約款は、移動無線の効率的利用を促進し、もってその健全な発達を図り、電波利用による公共の福祉を増進することを目的として設立された、一般財団法人移動無線センターが設置する800MHz帯アナログMCA中継局（以下「800A-MCA中継局」という。）の利用について、締結される利用契約の一般的条件を定める。

第1条（当事者及びその義務）

一般財団法人移動無線センターが東北地域に設置する800A-MCA中継局の利用について、契約者を甲とし、本財団を乙とし、電波利用の公共性にかんがみ乙は甲の業務の完全な運営が行なわれるよう、甲は乙の業務の円滑な運営が確保されるよう、相互に協力し合わなければならない。

第2条（契約の締結及び契約期間）

この利用約款に基づく甲と乙との間の利用契約は、甲の利用申込みを乙が書面により承諾したときに成立するものとする。

- 2 当該契約の締結にかかる契約書を甲が希望した場合、または、乙が必要とする場合には第11条に定める諸事項を記載した同一の契約書を作成しお互いに交換するものとする。
- 3 利用契約の有効期間は、締結の日から起算して2年とする。ただし、甲乙協議により別に契約期間を定めることができる。

第3条（利用の種別）

甲が乙の800A-MCA中継局を利用する種別は、大別して次のとおりとする。

- (1) 第1種 ア ホームゾーン（司令局または管理移動局を設置して主に利用する特定の1ゾーン）内で利用するもの。
イ 地域内複数ゾーンで利用するもの。
- (2) 第2種 その利用が、乙が他の地域に設置した800A-MCA中継局を現に利用するものであって、乙が東北地域に設置した一の800A-MCA中継局を併せて利用するもの。

第4条（800A-MCA中継局の運用時間等）

乙が甲の用に供する800A-MCA中継局の運用時間は、原則として常時とする。

- 2 甲の移動局が電波の届きにくい場所にいるとき、またはトラフィックの異常増加時には、通信が困難、またはできない場合がある。

第5条（契約者の設備等）

甲が乙の800A-MCA中継局を利用する場合、甲の設置する指令局及び移動局の設備は総務省令及び告示に定める技術基準並びに一般社団法人電波産業会が定める標準規格に合致するものでなければならない。

- 2 甲が乙の800A-MCA中継局を利用する場合、甲は当該中継局の運用に継続的、かつ、重大な支障を与えることがないように必要な措置を講じなければならない。

第6条（加入の単位）

甲は、乙の800A-MCA中継局を利用する場合、指令局または移動局の各1局を単位として加入するものとする。

第7条（利用料）

甲は、乙が東北地域に設置する800A-MCA中継局を甲の用に供するための必要な経費を支弁するため、別表1に定める利用料を乙に対して支払わなければならない。

- 2 乙は、東北地域における甲の1500MHz帯デジタルMCAを含めた利用局数の合計が毎月末日において1,000局以上の場合には、当該月末の利用局数に基づき別表2の大口利用率を翌月の第1種利用料に乗じるものとする。
- 3 利用料は、毎月23日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）までに当月分を原則として、乙の指定する金融機関に払込むものとする。
- 4 甲が乙に支払うべき利用料を滞納した場合、乙は甲に対する800A-MCA中継局のサービスの提供を留保する。
- 5 利用料その他の計算において、その請求および返金の金額（消費税を除く）の算定の場合、「1か月」は30日として計算し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第8条（利用料等の改定）

この利用約款の別表に掲げる利用料その他の金額を改定する場合は、それを減額する場合を除き、契約更新の3か月前までに、乙は甲に対して予告しなければならない。

ただし、経済事情の急激な変動等による理由の場合は、必要に応じ利用料の改定を行うことができる。

第9条（ROMの書き込み等）

甲がこの利用契約に基づいて加入する指令局及び移動局に使用するROMは、乙によってユーザー・コードその他必要事項を書き込むものとする。

契約後においてユーザー・コードを追加または変更する場合も同様とする。

- 2 乙は、第1項の書き込みをしたときは、当該ROMを甲に貸与するとともに、証紙及びROMの書き込み証明書を交付するものとし、甲は、この証紙を当該指令局、または移動局装置の適当な箇所に貼付しておくものとする。

第10条（データ登録料）

甲は、契約に際し、別表3に定めるデータ登録料を乙に対して支払わなければならない。

ユーザー・コードを追加または変更する場合も同様とする。

第11条（契約書の必要記載事項）

第2条にいう契約書の交換に際しては、下記に掲げる事項をこれに記載しなければならない。ただし、第3条第1項(2)による場合は、別に定めることを妨げない。

- (1) 契約者の名称
- (2) 利用の種別
- (3) 指定されたユーザー・コード
- (4) 指令局数及び移動局数

- (5) 利用料とその支払い方法
- (6) 契約期間
- (7) その他についての必要事項

第12条 (契約の自動更新その他)

第2条により締結された契約は、期間満了前に甲または乙から解約その他について文書による通知がないときは、期間満了の翌日より更に継続するものとして、そのまま契約を更新する。その後もこの例による。

- 2 解約その他について文書により通知があったときは、甲乙協議のうえ契約の一部または全部を変更または解除することができる。
この場合において、甲は、契約の一部または全部の変更をするときは、所用利用申込書等を乙に提出するものとする。また、指令局数及び移動局数の減少を伴うものであるときは、無線局廃止届の写及び対応するROMを乙に返却するものとする。
- 3 前項による契約解除の日は、甲が該当契約にかかる指令局及び移動局全部のROMを乙に返却した日とする。また、無線局廃止に伴う加入局数の変更の日も同様とする。
- 4 甲または乙は、相手方がこの利用契約の契約事項を履行しない場合、文書による通知により何時でも解除することができる。
- 5 天災地変その他止むを得ざる事由により、この利用契約を継続することができなくなったときは、契約期間中でも甲乙協議のうえ、この契約を解除することができる。

第13条 (権利の譲渡の禁止)

甲ならびに乙は、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

第14条 (災害時の連絡)

乙は、甲の用に供している800A-MCA中継局が、火災その他の災害等により、運用を中断または中断する恐れがある場合は、できる限り速やかに甲に連絡しなければならない。

第15条 (業務に実害を与えた際の損害賠償)

乙は、その責に帰すべき事由により、800A-MCA中継局の運用を中断または停止し、甲の業務に実害を与えた場合は、損害賠償の責を負う。

ただし、その賠償額は運用を中断または停止した日数に対応する利用料相当額の範囲内とする。

- 2 前項による甲の損害の賠償請求権の有効期間は、その理由が発生した日から起算して60日以内とする。
- 3 乙は、火災その他の災害または不可抗力により、800A-MCA中継局の運用を中断または停止した場合に、甲が被った損害については、賠償の責を負わない。
- 4 甲の故意または重大な過失により、乙の800A-MCA中継局の運用を阻害し、実害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。

第16条 (消費税)

第7条及び第10条により支払うべき利用料及びデータ登録料には、それぞれ消費税額を含まない。

第17条 (本契約についての疑義)

この利用約款及び契約書の内容について疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決するものとする。

第18条 (合意管轄)

甲乙の間でこの利用約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

平成11年7月 1日制定

平成21年3月11日改正 (平成21年4月1日から実施)

平成24年3月30日改正

(この利用約款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。)

別表1 利用料 (第7条第1項関係)

(1局当りの月額)

利用種別	局 別	金 額	備 考
第 1 種	指 令 局 移 動 局	2,600円	
第 2 種	1業務区域ごとに400円		

注1 1月未満の利用料は、日割計算とする。

注2 1群内の1か月間における通信時間が、平均1局当たり、240分を超えた場合は、この額の20%増とする。

注3 1年分を一括して前納する場合の料金は、月額に11を乗じた額とする。

別表2 大口契約者に対する第1種利用料の大口利用料率

(第7条第2項関係)

利 用 局 数	大口利用料率
2,000局以上	95%
1,000局以上2,000局未満のもの	97%

注1 利用局数は、800MHz帯アナログMCA (第1種利用に限る。)、1500MHz帯デジタルMCA (第1種基本利用に限る。))及び800MHz帯デジタルMCA (ライトデータ利用以外の基本利用に限る。))を合計した局数とする。ただし、休止中の局を除く。

注2 料金額は、第1種基本利用料月額に大口利用料率を乗じた金額とする。

注3 1年分を一括して前納する場合、その前納料金額に大口利用料率を乗じるものとする。

別表3 データ登録料 (第10条関係)

区 別	数 量	金 額	備 考
データ登録料	1件	3,000円	ROMは、乙において調達し貸与する。